

・上位計画・関連計画の整理

- ・上位計画・関連計画の整理に当たっては、東京都のまちづくり方針、荒川区政の基本方針である「荒川区基本構想」及びその構想に基づいた戦略書である「荒川区基本計画」、「荒川区実施計画」に加え、総合的なまちづくりの指針である「荒川区都市計画マスタープラン」を中心に、対象地域の位置付けを整理し、まちづくりにおける方向性、土地利用の方針、基盤整備のあり方、都市機能の導入方針等について確認する。
- ・以下に取りまとめを行った資料と本項における掲載ページを示す。

1．東京都のまちづくりの方針	
（１）東京の都市づくりビジョン	【４】
（２）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	【５】
（３）都市再開発の方針	【６】
（４）東京都住宅マスタープラン	【６】
2．荒川区のまちづくりの方針	
（１）基本方針	【７】
ア．荒川区基本構想	
イ．荒川区基本計画	
ウ．荒川区実施計画	
（２）まちづくりの方針	【９】
ア．荒川区都市計画マスタープラン	
（３）住宅	【１６】
ア．荒川区住宅マスタープラン	
（４）防災	【１６】
ア．荒川区地域防災計画	
イ．荒川区耐震改修促進計画	
（５）景観・みどり	【１９】
ア．荒川区景観計画	
イ．荒川区花と緑の基本計画	
（６）バリアフリー	【２１】
ア．荒川区バリアフリー基本構想	
イ．日暮里駅・西日暮里駅・三河島駅周辺地区バリアフリー基本構想	

1. 東京都のまちづくりの方針

- ・東京都における対象地域の位置付けを把握するため、東京都のまちづくりの方針である「東京の都市づくりビジョン」、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「都市再開発の方針」及び「東京都住宅マスタープラン」について以下に整理する。

(1) 東京の都市づくりビジョン

ア. まちづくりの方針

策定年月	平成 21 年 7 月
目標年次	2025 年（平成 37 年）
基本理念	世界の範となる魅力とにぎわいを備えた環境先進都市東京の創造
目標	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国際競争力を備えた都市活力の維持・発展 2. 持続的発展に不可欠な地球環境との共生 3. 豊かな緑や水辺に囲まれた美しい都市空間の再生 4. 独自性のある都市文化の創造・発信・継承 5. 安全・安心で快適に暮らせる都市の実現 6. 都民、区市町村、企業や NPO 等の多様な主体の参加と連携
環境先進都市の創造に向けた基本戦略	<ol style="list-style-type: none"> 1. 広域交通インフラの強化 2. 経済活力を高める拠点の形成 3. 低炭素型都市への転換 4. 水と緑のネットワークの形成 5. 美しい都市空間の創出 6. 豊かな住生活の実現 7. 災害への安全性の高い都市の実現

イ. 目指すべき都市構造

(ア) 環状メガロポリス構造

- ・「東京の都市づくりビジョン」における目指すべき都市構造においては、広域的な視点に立った都市構造として「環状メガロポリス構造」の実現を目指している。これはセンター、ノース、イースト、サウス、ウェストからなる5つのコア、東京湾ウォーターフロント都市軸、核都市連携都市軸、水と緑の創生リング及び中核拠点の骨格によって構成されており、対象地域は、センター・コアに位置している。

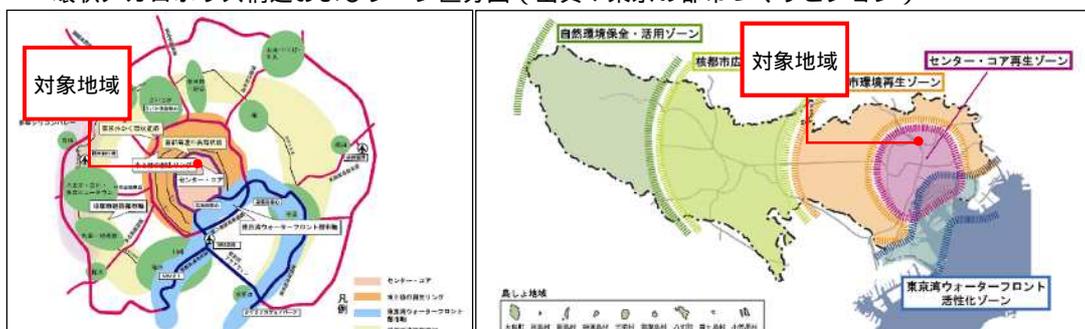
センター・コアの方針	
位置	おおむね首都高速中央環状線の内側の地域
機能	<ul style="list-style-type: none"> ・中核拠点の周辺は、地域特性に応じ、居住を始め多様な機能を複合的に担う。 ・中核拠点以外においても、複合開発を計画的に誘導するなど、魅力とにぎわいのある都市空間の形成に向けた機能更新を積極的に促進する。

(イ) 地域像

・「東京の都市づくりビジョン」においては、環状メガロポリス構造を構成する骨格を基本に、東京を5つのゾーンに区分し、それぞれの市街地の将来像を地域像として示しており、対象地域は、センター・コア再生ゾーンに位置している。

センター・コア再生ゾーンの方針	
特色ある地域の将来像	<p>北部エリア (日暮里)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日暮里・舎人ライナーとJR線、京成本線とが結節する駅のターミナル機能や成田新高速鉄道の乗入れによる空港へのアクセス性を生かし、商業、業務機能などの集積と都市型住宅の建設が進むとともに、回遊性のある歩行者空間が整備され、利便性の高い、にぎわいある拠点形成を図る。

環状メガロポリス構造およびゾーン区分図（出典：東京の都市づくりビジョン）



(2) 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)

ア. 基本的事項

策定年月	平成 26 年 12 月
目標年次	2025 年(平成 37 年)
基本理念	世界の範となる魅力とにぎわいを備えた環境先進都市東京の創造
基本戦略	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国際競争力及び都市活力の強化 2. 広域交通インフラの強化 3. 安全・安心な都市の形成 4. 暮らしやすい生活圏の形成 5. 都市の低炭素化 6. 水と緑の豊かな潤いの創出 7. 美しい都市空間の創出

イ. ゾーンごとの将来像

対象地域は、センター・コア再生ゾーンに位置しており、「国際的なビジネスセンター機能の強化と魅力や活力ある拠点の形成」、「都市を楽しむ良質な居住環境の創出」、「世界で最も環境負荷の少ない都市の実現」、「水と緑の回廊で包まれた都市空間の創出」、「歴史と文化をいかした都市空間の形成」を図るものとされている。



センター・コア再生ゾーン

(出典：都市計画区域の整備、開発及び保全の方針)

ウ. 特色ある地域の将来像

日暮里地域では、「充実した公共交通網や成田空港へのアクセスの利便性、日暮里台地部における歴史・文化資源のある地域特性をいかし、国内外から人々が集う、商業・業務・居住機能が集積したにぎわいのある拠点的形成」するものとされている。

(3) 都市再開発の方針

平成 27 年 3 月改定。東京都都市再開発の方針において、対象地域は、「日暮里駅周辺地区」として、再開発促進地区(2号地区)に指定されている。日暮里、西日暮里及び三河島の各駅周辺は、土地の有効利用を進め、駅前にふさわしい施設整備を行い、地域の活性化を図り、また、周辺市街地は、木造が密集している地区の改善を促進し、安全で快適なまちの形成を目指すことが示されている。



都市再開発の方針 位置図

(出典：都市再開発の方針)

(4) 東京都住宅マスタープラン

ア. 基本的事項

策定年月	平成 24 年 3 月
目標年次	2020 年(平成 32 年)
重視する視点	<ol style="list-style-type: none"> 1. 高度な安全性を備えた市街地の構成要素としての住宅や、地域・社会の中で生活を支える居住の実現 2. 既存ストックが抱える課題解決のための適切な対策と既存ストックの有効活用による質の高い住生活の実現 3. 都民の多様なニーズへの対応など、公民の連携による市場機能の充実・強化 4. 多様な主体・分野との連携による様々な世帯に適切に対応できる住宅セーフティネット機能の再構築

イ.ゾーン別の整備の方向

上記4つの視点及び具体的な10の目標の実現に向けて、地域ごとに整備の方向性を示している。対象地域は、センター・コア再生ゾーンに位置し、住宅の供給等及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域（重点供給地域）に指定されており、地区計画や都市開発諸制度等の適切な運用を図りながら、民間活力による都市機能の更新・再編を促し、それに合わせて、住宅を含む優良な開発プロジェクトの誘導等を行い、職住のバランスのとれた複合市街地を形成していく、とされている。

重点供給地域位置図（出典：東京都住宅マスタープラン）



2. 荒川区のまちづくりの方針

(1) 基本方針

- ・対象地域を含む区全体の都市の方向性について、「荒川区基本構想」、「荒川区基本計画」、「荒川区実施計画」の内容を以下に整理する。

ア. 荒川区基本構想

策定年月	平成19年3月
目標年次	おおむね20年
基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての区民の尊厳と生きがいの尊重 ・区民の主体的なまちづくりへの参画 ・区民が誇れる郷土の実現
目指すべき将来像	幸福実感都市 あらかわ
都市像	<ul style="list-style-type: none"> 生涯健康都市（健康寿命の延伸と早世の減少の実現） 子育て教育都市（地域ぐるみの子育てと学びのまちづくり） 産業革新都市（新産業とにぎわいの創出） 環境先進都市（東京をリードする環境施策の発信） 文化創造都市（伝統と新しさが調和した文化の創出） 安全安心都市（防災まちづくりと犯罪ゼロ社会の実現）

イ. 荒川区基本計画

策定年月	平成19年3月	
目標年次	平成19年～平成28年	
目指すべき将来像	・幸福実感都市 あらかわ	
区政先導プロジェクト群の内容	生涯健康都市	<p>2. 政策：高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成</p> <p>(3) 施策：高齢者施設の整備・運営支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホームの建設誘致 ・バランスのとれた高齢者施設の整備 ・在宅高齢者通所サービスセンターにおいては、施設を活用した介護予防事業に取り組む <p>(5) 施策：障がい者施設の整備・運営支援</p> <p>(6) 施策：バリアフリー化の推進</p>
	子育て教育都市	<p>1. 政策：子育てしやすいまちの形成</p> <p>(1) 施策：子育て環境の整備</p> <p>(2) 施策：多様な子育て支援の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区立保育園については、保育内容の充実及び施設環境等の整備を図るとともに、より効率的な管理運営を検討
	産業革新都市	<p>1. 政策：活力ある地域経済づくり</p> <p>(6) 施策：活気あふれる商店街づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意欲のある商店街等が行う活性化事業やイベント事業を重点的・集中的に支援する。 ・区民生活の拠点、コミュニティの中核として、店主の顔の見える商店街の復興を目指すための支援事業を実施する。
	環境先進都市	<p>2. 政策：良好で快適な生活環境の形成</p> <p>(1) 施策：緑とうるおい豊かな生活環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観やうるおい、レクリエーションの場の確保など、みどりの拠点として様々な機能を担う公園等を提供するため、整備率の低い地区を優先して整備する。 <p>(2) 施策：快適な住環境の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・細街路や主要生活道路の拡幅整備、建物の耐震・耐火性の向上、公園・広場等の整備による緑化等を推進し、防災性の向上と良好な住環境の形成を図る。
	安全安心都市	<p>1. 政策：防災・防犯のまちづくり</p> <p>(2) 施策：災害に強いまちづくりの推進</p> <p>2. 政策：利便性の高い都市基盤の整備</p> <p>(1) 施策：総合的な市街地整備の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり事業の実施及び民間建築に対する規制、誘導等により、道路、公園などの都市施設の整備や魅力ある都市景観の創造など、良好な市街地の整備を推進する。 <p>(4) 施策：市街地再開発事業等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荒川区の拠点となる区内の駅前地区を中心とした、住宅、商業、工業が混在した密集市街地において市街地再開発事業等を推進し、安全で快適なまちを形成するとともに、駅前の利便性を生かして、まちの活性化やにぎわいをつくりだす。 ・旧道灌山中学校跡地を含む西日暮里駅周辺地区などのまちづくりを検討する。

	文化創造都市	1. 政策：伝統文化の継承と都市間交流の推進 (1) 施策：芸術・文化の振興 ・区民が芸術・文化に親しむことのできる環境づくりを、区内の文化施設を拠点に推進する。
--	--------	---

ウ. 荒川区実施計画

策定年月	平成 26 年 3 月	
目標年次	平成 26 年～平成 28 年	
区政先導プロジェクト群	安全安心都市	2. 政策：利便性の高い都市基盤の整備 (4) 市街地再開発事業等の推進 ・駅前地区再開発の推進 -西日暮里駅周辺地区 平成 25 年度：協議会運営支援 平成 26 年度：事業化支援 平成 27 年度：事業化支援 平成 28 年度：事業化支援

(2) まちづくりの方針

ア. 荒川区都市計画マスタープラン

- ・「荒川区都市計画マスタープラン」は、荒川区としての都市計画に関する基本的かつ総合的な街づくりの指針であり、本プランにおける対象地域の位置付けについて以下に整理する。

(ア) 全体構想

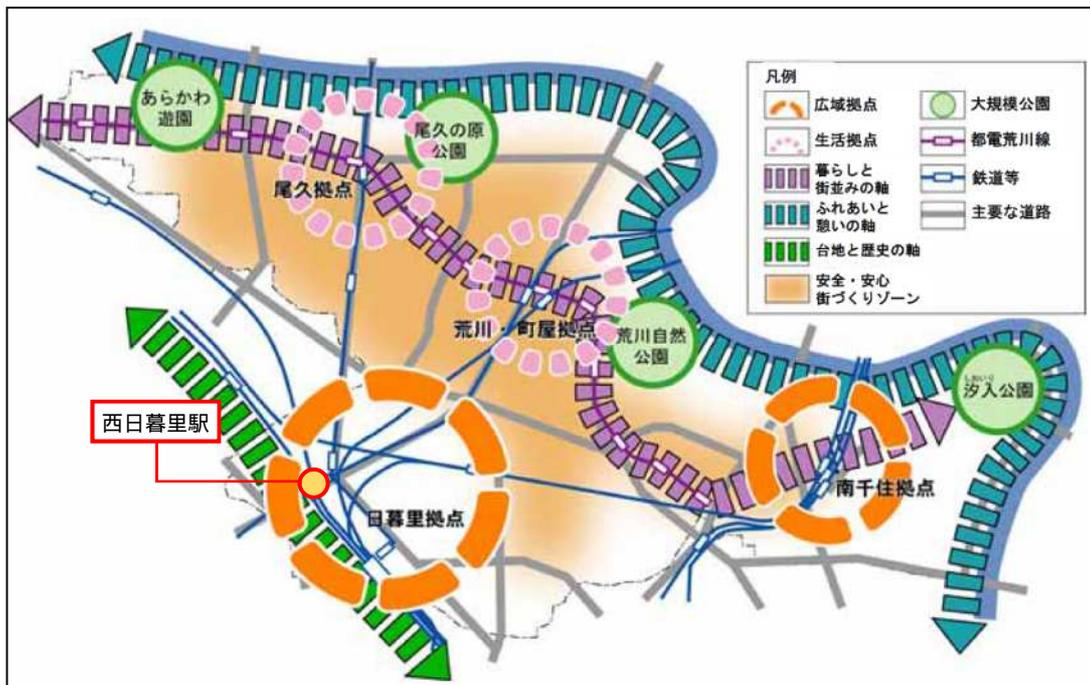
策定年月	平成 21 年 3 月
目標年次	平成 21 年～平成 40 年
目指す街の姿	～水とみどりと心ふれあう街 あらかわ～
街づくりの目標	・安全で安心して暮らせる街づくり ・快適でうるおいのある街づくり ・にぎわいと活力のある街づくり

(イ) 将来の都市構造

- ・「将来の都市構造」については、区域を拠点、軸、ゾーンの 3 つの都市の骨格に分類している。
- ・対象地域においては、広域拠点として日暮里駅、三河島駅周辺を含む「日暮里拠点」に位置付けられるとともに、日暮里台地について特徴的な地形と歴史をはぐくむ「台地と歴史の軸」として位置付けられている。

将来の都市構造	
拠点形成	<p>「広域拠点」：主に多様な都市活動の中心となり、区外の拠点とも幅広く連携する拠点</p> <p>日暮里拠点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日暮里駅、西日暮里駅及び三河島駅周辺を中心とする地区において、区内最大の交通結節点としての利便性の高さを生かしながら、商業・業務機能をはじめとする多様な都市機能が集積した、国内外から人々が訪れる広域拠点 <p>南千住拠点</p> <p>「生活拠点」</p> <p>荒川・町屋拠点</p> <p>尾久拠点</p>
軸の形成	<p>暮らしと街並みの軸</p> <p>ふれあいと憩いの軸</p> <p>台地と歴史の軸</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日暮里の台地を中心に、特徴的な地形と地域の歴史をはぐくむ軸
ゾーンの形成	安全・安心街づくりゾーン

将来都市構造図（出典：荒川区都市計画マスタープラン）



(ウ)土地利用の方針

- ・本プランにおいて、地区の整備の方向性に関わる「土地利用の方針」については、4つの方針が設定されている。
- ・対象地域に関わるものを以下に整理する。

適切な土地利用の誘導と都市機能の充実などによる良好な市街地の形成

荒川区における良好な地域コミュニティなどの特性を生かしつつ、住商工が共存する複合市街地や下町的な家並みを有する低層市街地などの良好な住環境の保全に取り組む。

日暮里駅、西日暮里駅、南千住駅、町屋駅、三河島駅周辺などの商業地は、商業・業務機能をはじめとする多様な都市機能が集積し、人々が集い憩う、魅力とにぎわいのある拠点として整備を推進する。

都電荒川線や隅田川、日暮里台地、あらかわ遊園などが所在する区の特性と、寺社などの歴史・文化資源が点在する地域の魅力を生かした市街地環境の創出を図る。

地域の特性や目指すべき方向性に合わせた土地利用の更新・誘導

商業・業務系市街地

- ・交通機能の整備や都市基盤の充実を進めながら、商業・業務機能を中心に、居住機能や文化・交流機能など多様な都市機能を集積した市街地の形成

商業系市街地

- ・延焼遮断帯としての機能も踏まえた土地の高度利用を図り、商業・業務施設や住宅の共存する市街地を形成

近隣商業系市街地

- ・生活に密着した身近な商店を中心としたにぎわいのある商店街の形成を誘導し、商業施設と周辺住宅が共存する市街地を形成

住宅・工業系複合市街地

- ・産業系施設の操業環境の維持・向上を図りながら、併せて住環境の向上を推進し、住宅と工業系の施設の共存する市街地を形成

住宅系複合市街地

- ・住宅と工場などの共存を図りながらも、将来の住宅地への移行を視野に入れた住宅主体の市街地を形成

住宅系市街地

- ・地域特性に応じた建物用途や高さを誘導し、良好な住環境のはぐくまれた市街地を形成

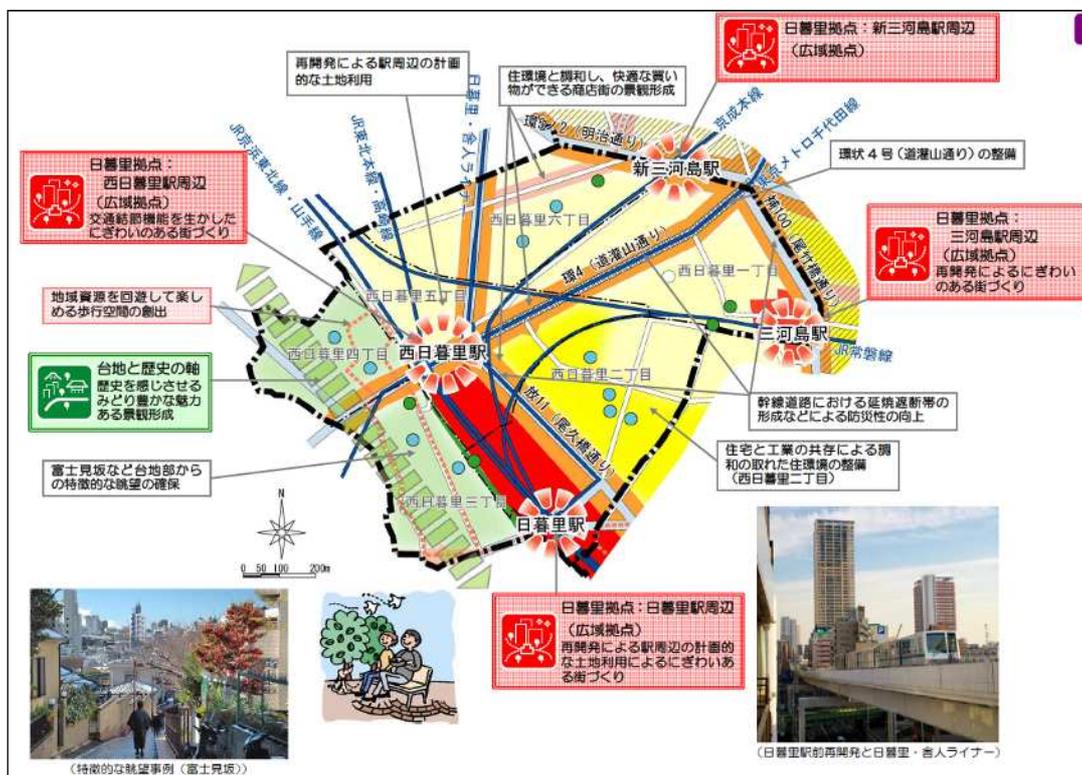
(エ)西日暮里地域のまちづくり

・西日暮里地域の「将来像と街づくりの目標・方針」及び「分野別街づくり方針」について、対象地域に関わるものを以下に整理する。

西日暮里地域の街づくりの方針

西日暮里地域の街づくりの方針	
将来像	・広域拠点としての商業・業務機能のにぎわいと、豊かな歴史・文化がはぐくまれた多様な魅力のある街、西日暮里地域
街づくりの目標	<p>安全で安心して暮らせる街づくり</p> <p>駅前にはふさわしいゆとりある駅前空間を形成し、魅力ある拠点機能の充実を図る。</p> <p>土地の計画的な利用により、商業・業務機能や住機能の集積した秩序ある街を形成する。</p> <p>快適でうるおいのある街づくり</p> <p>日暮里の台地部において歴史や文化資源にふさわしい住環境の保全・育成を図る。</p> <p>にぎわいと活力のある街づくり</p> <p>日暮里駅・西日暮里駅周辺における商業・業務機能の誘導を図る。</p> <p>住環境と商工業との操業環境の調和を図る。</p>

西日暮里地域街づくり方針図（出典：荒川区都市計画マスタープラン）



分野別街づくりの方針

- ・分野別街づくりの方針については土地利用、道路・交通、防災・防犯、環境・みどり、景観・文化、産業・観光、住宅・住環境の7つの分野に分かれている。
- ・対象地域に関わるものを以下に整理する。

< 1 > 土地利用の方針

広域拠点である日暮里拠点における土地利用

- ・西日暮里駅周辺では、街づくり事業の効果や日暮里・舎人ライナー整備の効果の活用により、周辺街区の整備と活性化の誘導を図る。
- ・各駅の周辺整備において、利便性の向上を目指すとともに、地域の商店街や公共施設などへの回遊性に留意した一体的な街づくりを推進する。

「台地と歴史の軸」における土地利用

- ・「台地と歴史の軸」として、日暮里台地の寺社一帯の歴史的な景観を保全するため、適正な土地利用や建物の高さ規制などにより景観形成に取り組む。

幹線道路沿線における土地利用

- ・環状4号線（道灌山通り）、放射11号線（尾久橋通り）、補助100号線（尾竹橋通り）などの幹線道路沿道においては、建物高さの秩序付けによる良好な景観を目指すとともに、沿道における商業施設の適正な配置を誘導し、歩いて楽しめる景観に優れた街並みを目指す。

京成線高架下の有効利用

その他一般市街地における土地利用

- ・日暮里駅、西日暮里駅、三河島駅、新三河島駅を結ぶエリアは、商業・業務の集積や道路、みどりなどと一体となった住環境の整備を行うことにより、地域の商店街や並木道などからなる景観に連続性を持たせ、広域拠点としての一体的な街づくりを推進する。
- ・西日暮里二丁目など住宅化が進む地域において、良好な住環境の形成に配慮して、土地利用の計画的な誘導を推進する。

< 2 > 道路・交通の方針

- ・主要生活道路の整備や細街路の拡幅整備を促進する。
- ・多くの人々が歩いて楽しめる歩行空間の創出を目指して、駅周辺の商業施設や商店街、西日暮里公園を中心とする諏訪台通り界隈、諏方神社、経王寺などの寺社や、歴史・文化史跡、公共施設、身近な公園などの多様な地域資源を結ぶみどり豊かな道路ネットワークを形成する。
- ・各駅利用者の需要に対応した自転車駐車場の整備や放置自転車対策を推進する。

< 3 > 防災・防犯の方針

- ・犯罪を未然に防ぐため、公共施設や公園、道路などの構造や配置に配慮した整備を推進する。

< 4 > 環境・みどりの方針

- ・地球温暖化対策やヒートアイランド対策のため、太陽光発電や雨水利用など自然資源を生かした建物づくりや、エネルギーの高度利用も含めた省エネルギー・省資源及び総合的な交通施策の導入・推進による街づくりを進める。
- ・「台地と歴史の軸」における諏訪台通り界隈において、西日暮里公園、諏方神社などにおけるみどりの保全、育成を推進する。
- ・公園や児童遊園の適切な配置に向けた整備を推進するとともに、多世代が憩い楽しめる公園や災害時に活用できる公園の整備を推進する。

< 5 > 景観・文化の方針

- ・日暮里駅、西日暮里駅、三河島駅、新三河島駅を結ぶエリアにおいては、地域の商店街、並木道、景観などに連続性を持たせ、広域拠点としての街づくりを推進する。
- ・駅周辺の市街地再開発事業や民間開発事業に際し、景観に配慮した街づくりを推進、誘導する。
- ・「台地と歴史の軸」における史跡・文化財の集積を生かしたみどり豊かな歴史的な街並みの景観の形成と富士見坂などからの眺望の確保を目指す。

< 6 > 産業・観光の方針

- ・西日暮里一丁目、五丁目、六丁目などにおいて、工場などの操業環境に資する道路などの基盤整備を推進する。
- ・「台地と歴史の軸」を中心としたみどり豊かな寺社や坂、市街地再開発事業における駅前広場や商店、地域に根ざした繊維の商店街などの観光資源を有機的に結び付け、回遊性を高める取組を進めていく。

< 7 > 住宅・住環境の方針

- ・日暮里の台地部は、豊富な歴史・文化資源を擁するみどり豊かな住宅市街地として、主に中・低層の建物からなる街並みを保全しつつ良好な市街地環境の育成を目指す。
- ・住宅地化の進む地域においては、既存工場などに配慮しつつ、特別用途地区や地区計画を活用し、地域の状況に即したきめ細かな規制を行うことにより、良好な住環境の形成を目指す。
- ・市街地における細街路の拡幅整備や不接道敷地の解消、建物の不燃化などにより、良好な住環境の整備を推進する。

(3)住宅

- ・荒川区においては基本構想に掲げる「幸福実感都市 あらかわ」を目指して、住宅施策の基本理念として「荒川区住宅マスタープラン」を制定しており、以下に整理する。

ア.荒川区住宅マスタープラン

策定年月	平成 21 年 3 月
目標年次	平成 21 年～平成 30 年
基本理念	(1)住宅政策とは、“区民の幸福な暮らしの環境づくり” (2)“地域で暮らす”という概念から考える
住宅政策の目標	(1)基本目標 ・下町の暮らしやすさを活かした安心と幸福を実感できる住宅・住環境づくり (2)基本的方向性を示す個別目標 目標1：安全で安心して暮らせる住まいづくり 目標2：良質な住宅ストックと良好な住環境の形成 目標3：多様な世代が地域のなかで住み続けられる住まいづくり

- ・また、施策の展開として、耐震改修や建替え促進、防災・防犯対策、住宅の質の向上、環境配慮、景観誘導、空き家住宅の有効活用、良好な住環境の整備、多様な世帯の居住ニーズへの対応といった施策があげられている。

(4)防災

- ・荒川区は地震等の大規模災害の発生に備えて、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興等を実施するために、「荒川区地域防災計画」を策定している。
- ・本章においては、まちづくりの観点から災害時の活動や復興計画等については割愛し、対象地域に関わる災害予防や応急対策について、以下に整理する。

ア.荒川区地域防災計画

(ア)総則

策定年月	平成 26 年 8 月
目的	区及び防災関係機関が、災害応急対策等の災害対策を実施することにより、荒川区の地域ならびに住民の生命、身体および財産を災害から守ることを目的とする
計画の目標	区民の生命・財産等を守り、区民が安心して生活できる「安全安心都市 あらかわ」の実現を目指す
減災目標	目標1：死傷者の半減 目標2：避難者の減 目標3：外出者の安全な帰宅

(イ)災害予防計画

建物の安全化

目標	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅については平成27年度までに耐震化率を90%とする。 ・民間特定建築物は平成27年度までに耐震化率を90%とする。 ・不特定多数の者が利用する防災上重要な公共建築物は平成27年度までに耐震化率を100%とする。
高層建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・高さが31メートルあるいは45メートルを超える建築物については防災計画書の作成や中間階の備蓄倉庫の整備等を指導する。

都市施設の安全化

JR 施設	施設等の改良整備を推進し、人命の安全確保及び輸送の確保を図る。
東京地下鉄施設	災害による被害の未然防止を図るとともに、災害が発生した場合は、迅速かつ的確な復旧を図り、もって輸送の完全確保に努める。

地域防災力の向上

行政・事業所、区民等の連携	<ol style="list-style-type: none"> 1. 相互に連携した社会づくり 2. 地域における防災連携体制づくり <ol style="list-style-type: none"> (1) 地域ぐるみの防災協力体制の整備 (2) 地域コミュニティの活性化 (3) 合同防災訓練の促進・充実 (4) 応急手当の普及促進
---------------	---

(ウ)災害応急対策計画

避難所の開設・運営

荒川区の避難所の種類	<p>ア 一次避難所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区立小中学校等を避難所に指定している。 <p>イ 二次避難所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひろば館・ふれあい館を避難所に指定している。 <p>ウ 福祉避難所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者施設や障がい者施設を避難所に指定している。
避難所の拡大	今後は区内の私立学校等についても避難所として活用できるよう、施設管理者と協議を進めていく。

一次避難所

一次避難所の運営	<ol style="list-style-type: none"> (1) 避難所の運営にあたっては、ボランティア等の協力を得ながら避難者による自主的な運営を行う。 (2) 男女に配慮した着替えの場所や授乳場所の確保など、プライバシーや性別、疾病への配慮等を行い、被災者の生活環境を良好に保つように努めるものとする。
----------	---

在宅避難者への支援

在宅避難者への支援	<ol style="list-style-type: none"> (1) 食料や救援物資の配給場所は、避難所となった小中学校等の施設内に、避難所配給用の物資とは別にスペースを確保する。 (2) 在宅避難者への支援に当たっては、町会自治会や民生委員の協力を得て在宅避難者の所在把握や、最寄の避難所まで食料や救援物資を受取りに行けない在宅避難者に対する配布などを行う。
-----------	--

外出者対策

駅周辺の混乱防止対策等	<p>1. 体制の整備</p> <p>2. 一時滞在施設の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区は、都、事業者等と連携し、一時滞在施設の確保に努める。 <p>3. 情報提供体制の整備</p>
事業所等における外出者対策	<p>対策（災害時）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外出者への支援：外出者に対して、一時的に待機する場所、飲料水、トイレ等を提供する。 ・仮宿泊所等の確保・提供：事務室、会議室、ロビーなどを開放する。
外出者のための一時滞在施設の確保	<p>（1）基本的な考え方</p> <p>ア 帰宅困難者のための一時滞在施設については、区施設のうち、鉄道駅付近に所在し、地域住民が使用する避難所に指定されていない施設への受け入れを基本とする。</p> <p>イ 小中学校など住民避難者が使用する避難所に受け入れる場合は、それぞれが使用するエリアをあらかじめ区分するなど、施設の使用方法を明確にする。</p> <p>ウ 一時滞在施設の確保にあたっては、畳部屋など災害時要援護者が休息できるスペースを把握する。</p>
民間事業者の取組	<p>（2）ロビーや会議室など一定規模の共有スペースがある施設を有する事業者に対し、帰宅困難者の一時滞在施設として当該施設の提供が得られるよう、東京商工会議所荒川支部を通じて協力を求める。</p>

イ. 荒川区耐震改修促進計画

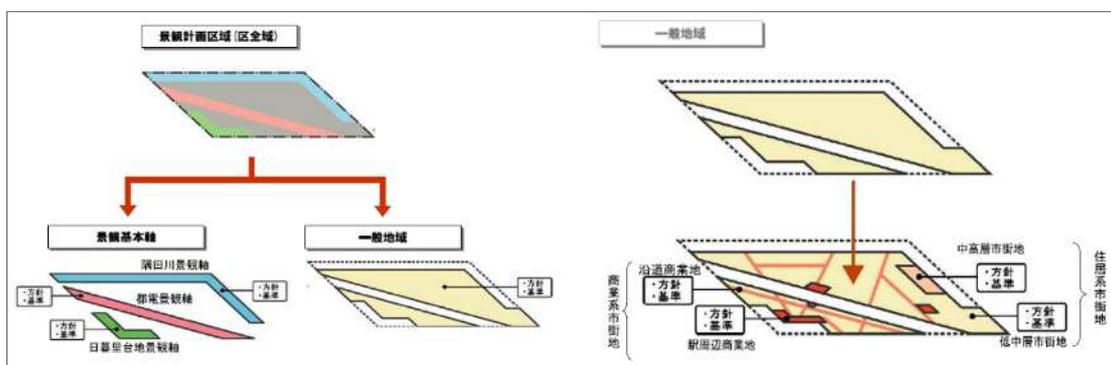
策定年月	平成28年3月
目的	平成32年度までに、地震により想定される被害のさらなる低減を目指して、区内の建築物の耐震化を促進し、都市の防災性を向上させることにより、震災からの区民の生命および財産を守ることを目的とする
耐震化の目標	<p>住宅については、平成32年度までに耐震化率を95%とする。</p> <p>民間特定建築物については、平成32年度までに耐震化率を100%とする。</p> <p>不特定多数の者が利用する防災上重要な公共建築物については、平成27年度までに耐震化率は100%となる。</p> <p>特定緊急輸送道路沿道の建築物については、平成32年度までの耐震化率の目標値を90%とする。</p>
重点的に取り組むべき施策	<p>（1）地震発生時に閉塞を防ぐべき道路の沿道建築物の耐震化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日光街道・尾久橋通り・明治通りの一部を特定緊急輸送道路に指定し、沿道建築物について重点的に耐震化を促進する。 <p>（2）木造住宅密集地域の不燃化・耐震化</p> <p>（3）重点的に耐震化を図るべき建築物</p>

(5) 景観・みどり

ア. 荒川区景観計画

- ・「荒川区景観計画」においては景観の主要な骨格となっている三つの区域(都電荒川線、隅田川、日暮里台地) である「景観基本軸」と区の基盤をなす市街地である「一般地域」に分類される。
- ・対象地域は、西日暮里三・四丁目に設定されている「景観基本軸」の一つである「日暮里台地景観軸」と「一般地域」に位置しており、さらに一般地域は、西日暮里駅周辺の「駅周辺商業地」、尾久橋通りなどの「沿道商業地」、その他「低中層市街地」となっている。

景観計画区域の分類 (出典：荒川区景観計画)



策定年月	平成 24 年 3 月
基本理念	<ol style="list-style-type: none"> 1. 下町らしい景観、個性的な景観を生かす 2. 川や台地など地形や自然、街道などの歴史的資源を生かす 3. 区民等との協働・連携による活動を生かす
計画の目標	新しい息吹のなかにも下町らしい雰囲気つつたわる風景をつくる
景観基本軸	<p>「日暮里台地景観軸」の景観形成の目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区の景観資源を保全・活用しながら、眺望の確保や歴史を感じさせる緑豊かな街並みの形成を図る。
一般地域	<p>住居系市街地</p> <p>「低中層市街地」の景観形成の目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低中層の住宅と商店・工場が共存する、暮らしの息吹を感じる下町らしい地域性を生かした市街地景観の保全を進める。 <p>商業系市街地</p> <p>「駅周辺商業地」の景観形成の目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商業・業務機能を中心に、居住機能や文化・交流機能など多様な都市機能が集積した地域性を生かし、活気とにぎわいのある市街地景観を形成する。 <p>「沿道商業地」の景観形成の目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沿道の建物の連続性を保ち、商店街の個性や地域性を生かしたにぎわいのある市街地景観を形成する。

イ. 荒川区花と緑の基本計画

(ア) 全体方針

- ・「荒川区花と緑の基本計画」は、荒川区における緑地の保全や緑化の推進に関わる将来像・目標・施策等について定めたものであり、以下に全体の方針を整理する。

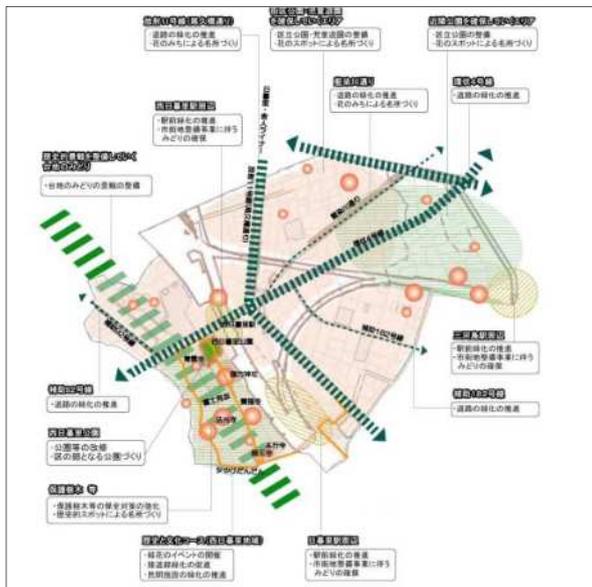
策定年月	平成 21 年 3 月
目標年次	平成 21 年～平成 40 年
みどりの将来像	花と緑を通して幸せを実感できるまち
基本理念	心のなごむ花と緑づくり
基本方針	基本方針 1 「環境に資するみどりをまもりつくる」 基本方針 2 「花と緑の名所をつくり育てる」 基本方針 3 「花や緑とのふれあいの心を育てる」

(イ) 地域別方針

- ・荒川区花と緑の基本計画においては、荒川区都市計画マスタープラン同様の分類で地域別の方針についても設定している。

西日暮里地域のみどりに関わる方針		
項目	主な施策	具体化方針
西日暮里公園	<ul style="list-style-type: none"> ・公園等の改修 ・区の顔となる公園づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・公園利用者の安全・安心、貴重な樹林地の保全、観光客の誘致等を踏まえ、歴史・文化的ポテンシャルを生かした「“ひぐらしの里”のまちを象徴する公園」として改修を進めていき、区の顔となる公園としていく。
近隣公園を確保していくエリア	<ul style="list-style-type: none"> ・区立公園の整備 ・花のスポットによる名所づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣公園が充足しておらず、総合危険度も高くなっている西日暮里一丁目付近で、土地利用転換時に積極的に近隣公園を確保していくとともに、日常的に区民が親しむ名所としていく。
街区公園・児童遊園を確保していくエリア	<ul style="list-style-type: none"> ・区立公園・児童遊園の整備 ・花のスポットによる名所づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童遊園が充足していない西日暮里四・五・六丁目を中心に、児童遊園等を積極的に整備していき、それらを日常的に区民が親しむ名所としていく。
歴史的景観を整備していく台地のみどり	<ul style="list-style-type: none"> ・台地のみどりの景観の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・日暮里の台地を形成する様々な資源を活かして、緑化修景、サイン等のデザインの充実、散歩道等の整備を進める。
歴史と文化コース（西日暮里地域）	<ul style="list-style-type: none"> ・緑花イベントの開催 ・接道部緑化の促進 ・民間施設の緑化推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・散歩道「歴史と文化コース」の接道部や、周辺民有地、その他の施設において緑花による修景を図っていく。また、コースを利用した緑花イベントも積極的に行っていく。
日暮里駅周辺 西日暮里駅周辺 三河島駅周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・駅前緑化の推進 ・市街地整備事業に伴うみどりの確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・日暮里駅・西日暮里駅・三河島駅前における市街地再開発事業などの街づくりに際して、緑化スペースの確保に努めるとともに、駅前周辺の美化の強化も図っていく。

西日暮里地域の花と緑の方針（出典：荒川区花と緑の基本計画）



(6) バリアフリー

- ・荒川区では、新たな鉄道網等の公共交通の整備、更なる高齢化の進展など、区全体のバリアフリー化を推進していく必要があり、バリアフリー新法に基づいた新たなバリアフリー基本構想の策定を行っている。
- ・また、総合的なバリアフリー化を進める必要がある日暮里駅・西日暮里駅・三河島駅周辺地区において、誰もが安全、安心、快適に移動・利用できる空間を計画的に整備するために、「日暮里駅・西日暮里駅・三河島駅周辺地区バリアフリー基本構想」を策定している。

ア. 荒川区バリアフリー基本構想

策定年月	平成22年3月
基本理念	人とのつながりを実感できる「やさしいまち あらかわ」
基本方針	<p>基本方針1：心のバリアフリーの推進</p> <p>基本方針2：ユニバーサルデザインによる対応</p> <p>基本方針3：多くの人々が利用する交通結節点や公共施設等のバリアフリー化の推進</p> <p>基本方針4：区の特徴を考慮した実現性が高く効果的なバリアフリー化の推進</p> <p>基本方針5：区全域におけるバリアフリー化を目指した重点的な取組</p>
重点整備地区	<p>1. 町屋駅・区役所周辺地区</p> <p>2. 日暮里駅・西日暮里駅・三河島駅周辺地区</p> <p>3. 南千住駅周辺地区</p> <p>4. 熊野前駅周辺地区</p>

イ. 日暮里駅・西日暮里駅・三河島駅周辺地区バリアフリー基本構想

策定年月	平成24年3月
地区の基本的指針	<ul style="list-style-type: none">・日暮里駅・西日暮里駅を始めとした公共交通機関のターミナルとしての機能が充実した、区内外の多くの利用者が行き交う地区であり、隣接地区などとの連携を考慮した「重点的なバリアフリー化」を推進し、他の重点整備地区への波及並びに区全体への展開を目指す。・地区内の生活関連施設、生活関連経路における施設のバリアフリー化の推進と合わせ、ソフト面の取組や多様な利用者のバリアフリーに対する“気付き”を高めるため、「心のバリアフリー」を推進する。

3. 上位計画・関連計画に見られる対象地域のあり方

- ・上位計画・関連計画に記載される対象地域の位置付けについては、商業・業務など多様な都市機能が集積する「西日暮里駅周辺」、歴史・文化の地域資源や豊富なみどりの環境が残る「日暮里台地」、住居と商店・工場が混在する「その他の市街地」の3つの地域に整理される。
- ・次頁には、上位計画からみた対象地域のまちづくりの方向性について検証するため、各地域別に上位計画・関連計画に記載される内容について整理する。

上位計画・関連計画から見た対象地域のあり方

